

栃木県警察交通管制センターの設置運営要綱の制定について（概要）

制定（昭和47年3月7日）

（栃交企479号）

栃木県警察交通管制センターの設置運営要綱

第1 目 的

この要綱は、栃木県警察交通管制センター（以下「交通管制センター」という。）の設置運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 設 置

県内の道路交通状況を一元的に把握し、交通状況の変化に即応した交通の処理を行うため、交通規制課に交通管制センターを附置する。

第3 交通管制センターの業務

交通管制センターは、次の業務を行うものとする。

- 1 交通管制システムの調査、企画に関すること。
- 2 交通情報の収集及び広報に関すること。
- 3 電子計算機組織による信号制御に関すること。
- 4 管制機器材の維持管理に関すること。
- 5 乗車及び積載の制限外許可の照会並びにけん引許可の照会に関すること。
- 6 その他交通規制課長の命ずること。

第4 交通情報の種別

この要綱に規定する交通情報は、次の各号に掲げる情報をいう。

- 1 交通障害情報
交通障害情報とは、災害、道路工事、交通事故その他の原因による道路の通行不能、通行の禁止及び制限に関する情報
- 2 交通渋滞情報
交通渋滞情報とは、車両の過度集中、交通事故、車両の故障、道路工事等の原因により、道路における車両の交通が滞り、車列が長くなっている状態に関する情報
- 3 気象情報
気象情報とは、大雨、降雪等によるがけ崩れ、道路決壊その他交通に危険のある情報
- 4 特殊情報
特殊情報とは、デモ、祭礼、要人の通行等により一般の交通に支障を及ぼすおそれのある情報

第5 交通情報の報告

警察署長、交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長(以下「署長等」という。)は、収集した交通情報を無線又は有線電話によって、次により、交通管制センターを通じて警察本部長に報告しなければならない。

1 通常報告

署長等は、交通障害又は交通渋滞の発生が予想される交通情報については、交通管制センターを通じて警察本部長に報告しなければならない。

2 即時報告

署長等は、警察官又は交通巡視員から交通事故、災害、道路工事、大雨、降雪等による交通障害の発生又は車両の過度集中による交通渋滞発生を受けたときは、所要の措置を講じたのち即報しなければならない。

第6 広 報

交通規制課長は、交通情報のうち、交通の円滑が阻害され広報の必要があると認めるものについては、報道機関に連絡するとともに自動応答電話、可変標識等により広報に努めなければならない。